⑥　obtained a bid manual from the person of ordering directly :
・Person who received tender explanation form from the Electronic Procurement System
・Person who received from the orderer by CD-R or mail
⑦　be the person who proved that he has a good record of performance of business similar to this business
⑧　other details, by the tender documentation
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 17 : 00　05 February, 2021
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　01 March, 2021
⑼　Contact point for the notice : OTAKI Shinichi Accounting Section, Takada River and National Highway Office, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 3―56 MinamiShin-Machi, Joetsu-shi, Niigata-ken, 943―0847, Japan TEL 025―521―4516 ex. 224

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和３年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和３年１月５日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局羽越河川国道事務所長

長田　英和

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量　Ｒ３羽越管内電気通信施設保守業務　一式（電子入札対象案件）

⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び特記仕様書による。

⑷　履行期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書及び特記仕様書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価の方式をもって行うので、総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価の性能等に関する書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺　電子調達システムの利用

①　本案件は、入札及び入札書類データ（総合評価の性能等に関する書類を含む。以下「申請書等」という。）の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、３⑶②のＵＲＬより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

②　電子調達システムで使用できるＩＣカードは、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限及び契約締結権限について期間委任若しくは都度委任により委託を受けた者のＩＣカードに限る。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和１・２・３年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた東北地域又は関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

また、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し

③　上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（競争参加者の資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続するために必要な手続きを行った者を除く。）

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

※交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。
・電子調達システムから交付を受けた者
・当局からＣＤ―Ｒ等の記録媒体または郵送により交付を受けた者

⑻　平成18年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（令和３年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。
・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）
（上記の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）
・民間企業

㋑　対象設備は次の①から⑫のいずれか１つの設備とする。
①　多重無線設備
②　端局設備
③　遠方監視設備
④　交換設備
⑤　長距離（30㎞以上）用光伝送設備
⑥　移動体通信設備
⑦　模写伝送装置
⑧　衛星通信設備
⑨　ネットワーク設備
⑩　高圧受変電設備
⑪　非常用発電設備（10kW以上）
⑫　ダム（又は堰）放流制御設備

⑼　本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の①から⑫のいずれか１つの条件及び、契約締結時点で⑬から⑮の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか１つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績、又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、もしくは製造契約の契約実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学